

諮問第7号

産業廃棄物処理業計画書（収集運搬業）に係る意見を求めることについて

次の産業廃棄物処理業計画書（収集運搬業）について、埼玉県から照会があったので、ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例第3条第1号の規定により、議会の意見を求める。

記

1 事業計画者

- (1) 住 所 所沢市大字南永井338番地
- (2) 氏 名 株式会社サニテック
代表取締役 南 正 明

2 事業計画地

（事業場1）

- (1) 所 在 所沢市大字南永井字北平320番1の一部、320番2、
338番1、338番2、338番3
- (2) 面 積 3,686.3㎡

（事業場2）

- (1) 所 在 所沢市大字南永井字北平319番1の一部
- (2) 面 積 1,109.8㎡

3 事業計画の範囲

- (1) 事業計画内容 産業廃棄物処理業（収集運搬業）：変更許可
- (2) 事業の区分 一部積替え保管を含む。
- (3) 産業廃棄物の種類

（事業場1）

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（#1）、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（#1）、ガラスくず・コンクリート
くず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（#1）、がれき類 以上11
種類

（事業場2）

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれ
き類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類

※（#1）表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場
合は含まない。

令和元年11月27日提出

所沢市長 藤 本 正 人